

第17期定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面への記載を省略した事項

■事業報告

- ・ 企業集団の現況
 主要な事業内容
 主要な営業所
 使用人の状況
 主要な借入先の状況
 その他会社の現況に関する重要な事項
- ・ 株式の現況
 株式の状況
 新株予約権等の状況
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該
 体制の運用状況
- ・ 会社の支配に関する基本方針
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

- ・ 連結貸借対照表
- ・ 連結損益計算書
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

■監査報告

- ・ 連結計算書類に係る会計監査報告
- ・ 計算書類に係る会計監査報告
- ・ 監査役会の監査報告

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

事業報告

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、顧客のDXを実現する「0次システム開発」及びシステム開発業界のDXを実現するオープンプラットフォームサービス「White Box」から成る、DX関連事業を展開しております。

(2) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	東京都	渋谷区	
九	州	支	店	福岡県北九州市

② 子会社

名	称	所	在	地
株式会社	エー・ケー・プラス	東京都	港区	
株式会社	White Box	東京都	渋谷区	

(3) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

406名

- (注) 1. 使用人数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）はその総数が使用人の100分の10未満のため記載を省略しております。
2. 当社グループはDX関連事業の単一セグメントであるため、内訳の記載を省略しております。
3. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
339名	18名増	32.3歳	4.4年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）はその総数が使用人の100分の10未満のため記載を省略しております。

(4) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	427,117千円
株式会社商工組合中央金庫	259,320千円
株式会社あおぞら銀行	173,600千円
株式会社紀陽銀行	170,003千円
株式会社東日本銀行	149,640千円
日本生命保険相互会社	83,340千円
株式会社みずほ銀行	6,630千円

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 34,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,637,253株
- ③ 株主数 5,132名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
高井 淳	3,676,317	35.91
株式会社 I S Tホールディングス	3,500,000	34.19
情報戦略テクノロジー社員持株会	295,563	2.89
磯谷 幸始	264,320	2.58
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	148,400	1.45
瀧本 崇	108,483	1.06
川原 翔太	104,929	1.03
廣田 重徳	94,400	0.92
BNY SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS MLSCBRD	55,753	0.54
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	49,200	0.48

(注) 持株比率は自己株式 (400,000株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に当社役員に対し職務執行の対価として交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は298,753株増加しております。

(2)新株予約権等の状況 (2025年12月31日現在)

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

(i) 第2回新株予約権

決議年月日	2022年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	164,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 164,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	201
新株予約権の行使期間	2024年5月27日～2032年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 201 資本組入額 100.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役又は従業員のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役、従業員又は監査役(以下「当社の取締役等」という。)のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
- ② 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合又は、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
- ③ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないも

のとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- ④ 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の割当日において当社の取締役又は従業員の地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(ii) 第3回新株予約権

決議年月日	2022年5月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	(注) 5
新株予約権の数（個）	418,771
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式 418,771 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	201
新株予約権の行使期間	2024年3月1日～2032年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 201 資本組入額 100.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき0.6円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、5,200百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② ①にもかかわらず、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、株価が一度でも権利行使価格を下回った場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができないものとする。ただし、新株予約権者による本新株予約権の行使を妨げることを目的とした取引の場合及び会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社株式が日本国内及び国外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合又は当社取締役会が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - ④ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、従業員もしくは監査役又は顧問もしくは業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 本新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、注記3. ⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
5. 当社の代表取締役社長である高井淳は、当社の業績向上及び企業価値増大を図るため、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者向けのインセンティブ・プランを導入することを目的として、2022年5月27日付で、高井淳を委託者とし、コタエル信託株式会社を受託者とし、当社を受益者指定権者兼信託管理人とする時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託（第3回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第3回新株予約権）に対して、会社法に基づき2022年5月27日に第3回新株予約権（2022年5月26日臨時株主総会決議）を発行しております。本信託（第3回新株予約権）は、当社の役員等に対して、将来の功績に応じて、コタエル信託株式会社に付与した第3回新株予約権660,000個（1

個当たり1株相当)を分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものです。第3回新株予約権の分配を受けた者は、当該第3回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 ESネクスト有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,300千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,300千円

(注) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、監査法人の職務の執行に支障がある等その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としています。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の

適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。
 - (ii) 取締役は、「取締役会規程」に基づき定期的に開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
 - (iii) 取締役は、当社グループに関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - (iv) 監査役は、取締役の職務執行について監査を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
 - (ii) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - (ii) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - (iii) 当社の内部監査主管部署は、「内部監査規程」に基づき、当社グループにおけるリスク管理の状況について監査を行う。
 - (iv) 「個人情報取扱規程」等の定めに基づき、機密情報の管理及び個人情報の適切な保護を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - (ii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織及び業務分掌規程」「職務権限及び稟議規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (iii) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び使用人に対し周知徹底を図る。
 - (ii) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき社内及び社外に相談・通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - (iii) 当社の内部監査所管部署は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社グループの使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - (iv) 監査役は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、監査役会に報告する。
 - (v) 監査役会は、監査役からの報告を受けてその内容を検討し、取締役会に対して助言又は勧告をするべき事項の有無及びその内容を審議する。
 - (vi) 前項の審議を踏まえ、助言又は勧告するべき事項を監査役会で決定した場合、監査役は、改善策を講ずるよう取締役会に助言又は勧告を行う。
 - (vii) 第4項乃至第6項の規定は、法令で定められた監査役の権限の行使を妨げるものではない。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - (ii) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。なお、本条に定める監査役会の同意は、法令で定められた監査役の権限の行使を妨げるものではない。
 - (iii) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
 - (iv) 監査役補助者は、監査役の指揮命令下で監査役補助に係る業務を行うものとし、当該業務については、取締役及び他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 取締役及び使用人等（当社グループの役員及び使用人を含む）は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。監査役は速やかに監査役会に報告を行うものとする。また、取締役及び使用人等は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
 - (ii) 当社の内部監査所管部署又は相談・通報窓口の窓口担当者は、相談・通報窓口に通報を受け調査をした場合には、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当該通報の事実及び調査結果について速やかにリスク・コンプライアンス委員会に報告しなければならない。
 - (iii) 前二項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- (i) 監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役は、取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。

- (ii) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
- (iii) 監査役は、内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
- (iv) 監査役の監査が実効的に行われることが妨げられる事由がある場合、監査役は、必要に応じて監査役会の審議を経たうえで、取締役会に対して必要な要請を行うことができる。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- (i) 暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力等排除規程」を定める。
- (ii) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

定例取締役会を原則月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度につきましては取締役会を20回開催し、当社の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。

② 監査役の職務執行

監査役会につきましては、定例監査役会を月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催しており、当事業年度につきましては監査役会を13回開催しました。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会への出席、代表取締役・取締役・執行役員・内部監査担当者等からの意見聴取、各種資料閲覧、部門往査等を行うことにより、業務執行状況を監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンス遵守

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理の状況把握や管理体制の整備等について体制整備を行っております。また、内部通報規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、期末配当の基準日を毎年12月31日、中間配当の基準日を毎年6月30日としており、配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、財務基盤の強化と成長過程にある事業の持続的な拡充を目指していくために、まずは内部留保資金の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を実施しておりません。今後も0次システム開発の推進による売上高拡大が継続することが見込まれることから、当面の間、事業投資を最優先し中長期的な成長に向けた収益基盤を構築する必要があると認識しています。

しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。内部留保につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として有効に活用していく方針であります。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,983,468	流動負債	1,415,596
現金及び預金	1,987,756	買掛金	381,932
売掛金	882,310	一年内返済予定の長期借入金	376,080
棚卸資産	16,742	未払金	211,004
前払費用	53,996	未払費用	49,591
その他	42,662	未払法人税等	185,229
固定資産	1,089,056	契約負債	18,601
有形固定資産	28,047	賞与引当金	62,182
建物	6,072	株主優待引当金	4,047
工具、器具及び備品	21,834	その他	126,927
土地	139	固定負債	917,380
無形固定資産	537,367	長期借入金	893,570
のれん	468,106	繰延税金負債	23,810
顧客関連資産	67,205	負債合計	2,332,977
その他	2,056	(純資産の部)	
投資その他の資産	523,641	株主資本	1,739,601
投資有価証券	298,040	資本金	462,679
敷金	159,451	資本剰余金	412,679
繰延税金資産	52,288	利益剰余金	1,240,973
その他	13,861	自己株式	△376,731
資産合計	4,072,525	その他の包括利益累計額	△304
		その他有価証券評価差額金	△304
		新株予約権	251
		純資産合計	1,739,548
		負債純資産合計	4,072,525

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		8,019,568
売上原価		5,900,719
売上総利益		2,118,848
販売費及び一般管理費		1,565,683
営業利益		553,165
営業外収益		
受取利息	2,751	
助成金収入	1,704	
保険配当金	852	
保険解約返戻金	610	
その他	463	6,383
営業外費用		
支払利息	12,311	
投資事業組合運用損	10,648	
自己株式取得費用	3,390	
その他	270	26,620
経常利益		532,928
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	875	875
税金等調整前当期純利益		532,054
法人税、住民税及び事業税	228,734	
法人税等調整額	△991	227,743
当期純利益		304,310
親会社株主に帰属する当期純利益		304,310

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	432,582	382,582	936,662	-	1,751,828
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	30,096	30,096			60,193
親会社株主に帰属する当期純利益			304,310		304,310
自己株式の取得				△376,731	△376,731
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	30,096	30,096	304,310	△376,731	△12,226
当連結会計年度末残高	462,679	412,679	1,240,973	△376,731	1,739,601

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	-	-	396	1,752,224
当連結会計年度変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				60,193
親会社株主に帰属する当期純利益				304,310
自己株式の取得				△376,731
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△304	△304	△144	△449
当連結会計年度変動額合計	△304	△304	△144	△12,676
当連結会計年度末残高	△304	△304	251	1,739,548

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社イー・ケー・プラス
株式会社WhiteBox

(2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社イー・ケー・プラスおよび株式会社WhiteBoxを連結の範囲に含めております。これは、株式会社イー・ケー・プラスについては、株式を取得したことに伴い、株式会社WhiteBoxについては、新設分割により当連結会計年度に新たに設立したため、連結の範囲に含めることとしたものであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ・投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

- ・仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品 先入先出法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物 8年～39年
- 工具、器具及び備品 3年～15年

- . 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・ 顧客関連資産 顧客関連資産の償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、11年間の均等償却をしております。
 - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末において貸倒引当金は計上しておりません。
 - . 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
 - ハ. 株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループのDX関連事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は主に以下のとおりであります。

当社グループのDX関連事業の主なサービスである「0次システム開発」はシステム開発を必要とする顧客企業と準委任契約を締結し、顧客のシステム開発の内製を支援するものです。

準委任契約による取引は、契約内容に応じてエンジニアが提供するサービスが履行義務であり、当該サービスを提供する時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しております。そのため、サービス提供をする期間にわたり顧客との契約において約束された金額に基づき、収益を認識しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、7年間の均等償却をしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 52,288千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測・仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

課税所得は、将来の事業計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し見積っております。将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいて、当社又は子会社が繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、当社グループの繰延税金資産は減額され、当社グループの繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 468,106千円

顧客関連資産 67,205千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び顧客関連資産は、連結子会社の買収の際に発生したものであります。子会社化時点において株式取得時の超過収益力をのれんとして認識しており、また既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値を顧客関連資産として認識しております。これらは、いずれもその効果の発現する期間にわたって、定額法により規則的に償却し、未償却残高は減損処理の対象となります。のれん及び顧客関連資産の減損の兆候は、株式取得時における事業計画と実績の比較により判定し、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定します。

のれん及び顧客関連資産は、事業計画に基づく投資の回収期間における将来キャッシュ・フローの見積り

に依存しており、当該事業計画の主要な仮定は、売上高成長率を踏まえて作成した事業予算を基礎としております。上記の主要な仮定である事業計画は見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りを変更した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響が生じる可能性があります。なお、当連結会計年度において、のれん及び顧客関連資産に対して減損損失は計上しておりません。

(投資有価証券の評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券 298,040千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

市場価格のない株式等については原価法等を採用しております。また、市場価格のない株式等については、実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

②主要な仮定

市場価格のない株式等の評価における重要な仮定は、投資先の将来業績及び投資先が保有する資産の評価です。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

投資先の将来業績及び投資先が保有する資産の評価が見積り時点と異なった場合、投資有価証券評価損を計上する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

仕掛品	15,512千円
貯蔵品	1,230千円
合計	16,742千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	1,985千円
工具、器具及び備品	31,761千円
合計	33,747千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	400,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	400,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	10,338,500株	298,753株	－株	10,637,253株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	－株	400,000株	－株	400,000株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の数

該当事項はありません。

(5) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数
第2回新株予約権	普通株式	164,000株
第3回新株予約権	普通株式	418,771株
		582,771株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。デリバティブ取引については、行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「契約負債」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
① 敷 金 (※1)	158,051千円	140,871千円	△17,179千円
② 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金も含む)	(1,269,650) 千円	(1,259,799) 千円	△9,850千円

(※1) 連結計算書類における「敷金」の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における「敷金」の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	150,002千円
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	148,037千円

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時			価
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	－千円	140,871千円	－千円	140,871千円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）	－千円	1,259,799千円	－千円	1,259,799千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、DX関連事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	0次システム開発	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	7,985,029	34,539	8,019,568
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	7,985,029	34,539	8,019,568

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の契約負債に含まれております。顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期末）	882,310千円
契約負債（期末）	18,601千円

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 169円90銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 29円56銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

当連結会計期間より、連結決算へ移行しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,455,679	流動負債	1,194,134
現金及び預金	1,630,394	買掛金	308,661
売掛金	715,428	一年内返済予定の長期借入金	376,080
棚卸資産	16,720	未払金	190,631
前払費用	50,101	未払費用	20,928
その他	43,034	未払法人税等	128,162
固定資産	1,404,940	預り金	11,517
有形固定資産	27,381	契約負債	17,820
建物	6,072	賞与引当金	62,182
工具、器具及び備品	21,169	株主優待引当金	4,047
土地	139	その他	74,103
無形固定資産	2,056	固定負債	893,570
商標権	2,056	長期借入金	893,570
投資その他の資産	1,375,502	負債合計	2,087,704
投資有価証券	298,040	(純資産の部)	
関係会社株式	866,000	株主資本	1,772,968
敷金	157,219	資本金	462,679
繰延税金資産	40,390	資本剰余金	412,679
出資金	90	資本準備金	412,679
その他	13,761	利益剰余金	1,274,340
資産合計	3,860,619	その他利益剰余金	1,274,340
		繰越利益剰余金	1,274,340
		自己株式	△376,731
		評価・換算差額等	△304
		その他有価証券評価差額金	△304
		新株予約権	251
		純資産合計	1,772,915
		負債純資産合計	3,860,619

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		6,994,077
売 上 原 価		5,059,064
売 上 総 利 益		1,935,013
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,381,894
営 業 利 益		553,118
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,508	
助 成 金 収 入	1,010	
保 険 配 当 金	715	
そ の 他	59	4,293
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,311	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	10,648	
自 己 株 式 取 得 費 用	3,390	
そ の 他	249	26,600
経 常 利 益		530,812
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	875	875
税 引 前 当 期 純 利 益		529,937
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	181,045	
法 人 税 等 調 整 額	11,214	192,259
当 期 純 利 益		337,677

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	432,582	382,582	382,582	936,662	936,662	-	1,751,828
当 期 変 動 額							
新株の発行（新株予約権の行使）	30,096	30,096	30,096				60,193
当 期 純 利 益				337,677	337,677		337,677
自己株式の取得						△376,731	△376,731
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	30,096	30,096	30,096	337,677	337,677	△376,731	21,140
当 期 末 残 高	462,679	412,679	412,679	1,274,340	1,274,340	△376,731	1,772,968

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	-	-	396	1,752,224
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株予約権の行使）				60,193
当 期 純 利 益				337,677
自己株式の取得				△376,731
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△304	△304	△144	△449
当 期 変 動 額 合 計	△304	△304	△144	20,691
当 期 末 残 高	△304	△304	251	1,772,915

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ・投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品 先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～39年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末において貸倒引当金は計上しておりません

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社のDX関連事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は主に以下のとおりであります。

当社のDX関連事業の主なサービスである「0次システム開発」はシステム開発を必要とする顧客企業と準委任契約を締結し、顧客のシステム開発の内製を支援するものです。

準委任契約による取引は、契約内容に応じてエンジニアが提供するサービスが履行義務であり、当該サービスを提供する時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しております。そのため、サービス提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額に基づき、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 40,390千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上されている関係会社株式のうち、株式会社イー・ケー・プラスにかかるものが836,000千円含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式に計上されている株式会社イー・ケー・プラスに係る株式は市場価格のない株式であり、実質価額に当該会社の買収時の企業価値測定において算出された超過収益力を反映しております。実質価額が著しく低下し、その回復可能性が認められない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額します。

当社は、株式取得時に見込んだ超過収益力が将来に亘って発現するかに着目し、取得時に見込んだ事業計画の達成状況を確認することにより、超過収益力の毀損の有無を判定しております。

上記の主要な仮定である事業計画は見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更した場合には、翌事業年度の計算書類に影響が生じる可能性があります。

(投資有価証券の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 298,040千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

市場価格のない株式等については原価法等を採用しております。また、市場価格のない株式等については、実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

②主要な仮定

市場価格のない株式等の評価における重要な仮定は、投資先の将来業績及び投資先が保有する資産の評価です。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

投資先の将来業績及び投資先が保有する資産の評価が見積り時点と異なった場合、投資有価証券評価損を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

仕掛品	15,490千円
貯蔵品	1,230千円
合計	16,720千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物	1,985千円
工具、器具及び備品	30,852千円
計	32,838千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	400,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	400,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	12,525千円
短期金銭債務	1,210千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

売上高	111,005千円
営業費用	3,893千円
営業取引以外の取引	－千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	－株	400,000株	－株	400,000株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,850千円
賞与引当金	19,040
株主優待引当金	1,239
未払金	4,960
ソフトウェア	2,645
その他	3,724
繰延税金資産小計	40,460
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△70
評価性引当額小計	△70
繰延税金資産合計	40,390

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
留保金課税	4.6
住民税均等割額	0.2
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更による計算書類への影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 WhiteBox	所有 直接100.0%	管理業務受託 営業取引	出向料の受取(注)1	98,299	売掛金	10,437
				業務受託料(注)1	7,504	売掛金	825
子会社	株式会社 エー・ケー・プラス	所有 直接100.0%	管理業務受託 営業取引	出向料の受取(注)1,2	2,951	売掛金	616
				業務受託料(注)1,2	2,250	売掛金	275

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格を勘案し両者合意の上で決定しています。
 2. 当社は、2025年3月31日付けで、同社を連結子会社としました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
 3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	173.16円
1株当たり当期純利益	32.80円

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社情報戦略テクノロジー
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 健一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 海野 直人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社情報戦略テクノロジーの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社情報戦略テクノロジー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社情報戦略テクノロジー
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 健一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 海野 直人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社情報戦略テクノロジーの2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、第17期監査計画に定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社情報戦略テクノロジー 監査役会
常勤監査役 藤野 孝 印

監査役 今村 元太 印

監査役 大濱 正裕 印

以 上